



令和8年から



年収の壁は どう変わる？



はじめに

令和8年度税制改正では、物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みが創設されました。また、所得税の課税最低限を令和6年12月11日の自由民主党・公明党・国民民主党による三党合意の趣旨を踏まえた178万円に引き上げることも行われました。

今後、基礎控除額及び給与所得控除の最低保障額の本則部分(所得税法に規定)については、見直し前の控除額に、税制改正時における直近2年間の消費者物価指数(総合)の上昇率を乗ずることで調整することとされています。なお、源泉徴収義務者の事務負担に配慮して、見直し後の控除額に端数が生ずる場合には万円単位で調整するとともに、見直し初年の所得税においては、月々の源泉徴収等での対応ではなく、年末調整での対応となります。

本冊子は、令和8年分以後の所得税(個人住民税は令和9年度分以後)に適用される改正の内容について、給与等の源泉徴収事務に役立つように解説しています。

令和8年1月以降の給与等の源泉徴収事務に、本冊子をお役立ていただければ幸いです。

*本冊子では、特に指定のない限り、給与所得のみを有する人を前提として解説します。

CONTENTS

1	基礎控除が見直された	2
2	給与所得控除も見直された	4
3	同一生計配偶者や扶養親族などの所得要件も見直された	6
4	配偶者特別控除の最高額が適用される人の 給与収入金額をアップ	8
5	特定親族特別控除の最高額が適用される人の 給与収入金額もアップ	10
改正事項適用関係のまとめ / コラム 社会保険の「106万円の壁」などについて		12

※ 本冊子の内容は、令和7年12月19日付の「令和8年度 税制改正大綱」の内容などによっています。

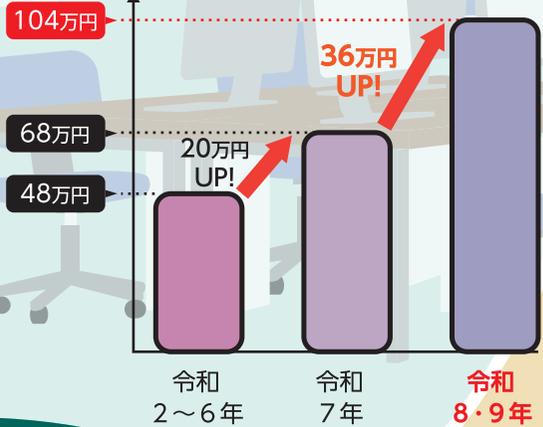
基礎控除が見直された

令和7年度の改正に続いて
年収2,545万円以下の人の所得税
の基礎控除が引き上げられたんだ

令和8年度の改正では特に物価高で
厳しい状況にある年収500万円くらいの人の
引上げ幅が大きいよ

年収500万円の人の基礎控除額の推移

基礎控除の額 (令和2年分以降)



！ 見直しのポイントは

年収2,545万円以下の人の基礎控除の引上げ！
たとえば、年収500万円の人の基礎控除は
36万円引き上げて68万円から104万円に！

➤ 年収が500万円で配偶者や扶養親族がない人*の場合、約2.5万円の減税に！

*社会保険料80万円、他の所得控除は基礎控除のみで計算しています。

適用関係

令和8・9年分の所得税に適用

1 見直しの内容

所得税の基礎控除について、年収2,545万円以下(合計所得金額2,350万円以下)である個人の控除額が、物価上昇に連動してそれぞれ次のように引き上げられました。今後も基礎控除の本則部分(所得税法に規定)については、税制改正時における直近2年間の消費者物価指数の上昇率を乗ずることで調整されます。

なお、住民税の基礎控除について見直しはありません。

● 基礎控除の額(所得税)

令和7年分		令和8・9年分	
合計所得金額 (給与の年収)	基礎控除の額*1	合計所得金額 (給与の年収)*2	基礎控除の額*1
132万円以下 (2,003,999円以下)	(本則) (加算額) 58万円+37万円= 95万円	489万円以下 (6,655,556円以下)	(本則) (加算額) 62万円+42万円= 104万円
132万円超 336万円以下 (2,003,999円超 4,751,999円以下)	58万円+30万円= 88万円		
336万円超 489万円以下 (4,751,999円超 6,655,556円以下)	58万円+10万円= 68万円		
489万円超 655万円以下 (6,655,556円超 8,500,000円以下)	58万円+5万円= 63万円	489万円超 655万円以下 (6,655,556円超 8,500,000円以下)	62万円+5万円= 67万円
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円	655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	62万円
2,350万円超 2,400万円以下 (2,545万円超 2,595万円以下)	48万円	2,350万円超 2,400万円以下 (2,545万円超 2,595万円以下)	48万円
2,400万円超 2,450万円以下 (2,595万円超 2,645万円以下)	32万円	2,400万円超 2,450万円以下 (2,595万円超 2,645万円以下)	32万円
2,450万円超 2,500万円以下 (2,645万円超 2,695万円以下)	16万円	2,450万円超 2,500万円以下 (2,645万円超 2,695万円以下)	16万円
2,500万円超 (2,695万円超)	0円	2,500万円超 (2,695万円超)	0円

*1 基礎控除の額は、所得税法(本則)で定められている金額と、租税特別措置法による加算額の合計額です。非居住者(国内に住所又は引き続き1年以上の居所を有しない人)には加算額の適用はありません。

*2 令和8・9年分の給与の年収は、改正後の給与所得控除の額の速算表(5ページ)に基づいて計算しています。

2 適用時期と適用方法

この見直しは、令和8・9年分の所得税について適用されます。

給与等の源泉徴収については、令和9年1月1日以後に支払うべき給与等から適用されます。

● 見直しの適用方法(給与等)

令和8年分の所得税



令和8年分の年末調整又は確定申告で

令和9年分の所得税



本則部分*は源泉徴収から
加算部分*は令和9年分の年末調整又は確定申告で

*1 の表に掲げた基礎控除の額は、示したとおり(本則)部分と(加算額)部分からなっているので、令和9年分の所得税では本則部分は源泉徴収の段階から、加算部分は年末調整等からそれぞれ適用されます。

1

基礎控除が見直された

2

給与所得控除も見直された

給与所得控除の最低保障額が65万円から74万円に引き上げられたんだ！

基礎控除の9万円アップと合わせると所得税の課税最低限となる年収の壁は178万円に引き上げられたのよ！

「年収の壁」引上げ！

パート・アルバイトの給与収入

178万円

160万円

0円

18万円UP!

給与所得控除
65万円

基礎控除
95万円

給与所得控除
74万円

基礎控除
104万円

9万円UP!

9万円UP!

令和7年分

令和8・9年分

！ 見直しのポイントは

給与所得控除の最低保障額を9万円引上げ

最低保障額 65万円 → 74万円

▶ 所得税がかからない給与の年収は？

令和7年分

160万円以下

令和8・9年分

1の基礎控除の見直しと合わせて178万円以下に！

※個人住民税がかからない給与の年収は？

令和8年度分

110万円以下

令和9・10年度分

119万円以下に！

適用関係

所得税は令和8・9年分に、個人住民税は令和9・10年度分に適用